令和８年度　第１３号　海岸防災林機能強化事業業務委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、令和８年度第１３号　海岸防災林機能強化事業業務委託（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

第２条　乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の定める令和８年度　第１３号　海岸防災林機能強化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。

２　前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第３条　この委託業務の委託期間は、令和８年　　月　　日から令和９年２月２６日までとする。　　（契約日の翌日）

（委託料）

第４条　委託料は、金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）とする。

（工程表）

第５条　乙は、この契約締結後 7 日以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

２　工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（契約保証金）

第６条　契約保証金は、茨城県財務規則第１３８条第２項第３号により免除とする。

（委託料の部分払）

第７条　乙は、業務の完了前に、出来形部分並びに材料に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を甲に請求することができる。

２　委託期間中に部分払を請求することができる回数は、甲と乙とが協議して定める。

３　乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は現場に搬入済みの材料の確認を甲に請求しなければならない。

４　甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。

５　乙は、第 4 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、

甲乙が協議して決める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×9／10

７　第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（再委託の制限）

第８条　乙は、業務達成のため、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。

（委託料の使途）

第９条　乙は、委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反に係る金額を乙に請求することができる。

（監督員）

第１０条　甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

２　監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、業務の遂行状況の検査又は材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

３　甲は、2 人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する当該権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

４　第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　甲が監督員を置いたときは、この契約に定める乙の甲に対する請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて甲に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第１１条　乙は、次の各号に掲げる者を定めて作業現場に設置し、設計図書に定めるところに従い、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　主任技術者

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、作業現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、

請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に関する権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の作業現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲と現場代理人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について作業現場における常駐を要しないこととすることができる。

４　乙は、第２項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

５　現場代理人、主任技術者は、それぞれ相互にこれを兼ねることができる。

（業務の調査等）

第１２条　甲は、必要と認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託事業の実施状況について実地に調査し、又は乙に報告を求めることができる。

２　乙は、甲から委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(設計図書の変更)

第１３条　甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは委託期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第１４条　用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって乙の責めに帰することができないものにより目的物等に損害を生じ、若しくは現場の状態が変動したため、乙が業務を遂行できないと認めるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　甲は、前 2 項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは請負代金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え、現場を維持し、若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の遂行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の変更等）

第１５条　乙は、災害その他乙の責めに帰することができない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その理由を付した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

２　甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部変更を行うものとする。

（履行期間の遅延等）
第１６条　乙は、災害その他乙の責めに帰すことができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を示した文書を提出し履行期間の延長を求めることができる。

（損害のために必要を生じた経費の負担）
第１７条　乙は、業務を実施するにあたり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（業務完了報告）
第１８条　乙は、業務を完了したときは、遅滞なく仕様書に定める業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

（業務の検査）
第１９条　甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出があったときは、通知を受けた日から 10 日以内に、乙の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知するものとする。

（請負代金の支払）
第２０条　乙は、前条の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
２　甲は、前項の指定による請求があつたときは、請求を受けた日から 30 日以内に請負代金を支払わなければならない。
３　甲がその責めに帰すべき事由により前条の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（甲の任意解除権）
第２１条　甲は、業務が完了するまでの間は、次条及び第 22 条の２の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）
第２２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
(1)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
(2)　業務が委託期間内に完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に完了する見込が明らかにないと認められたとき。
(3)　第11条第１項に掲げる者を設置しなかったとき。
(4)　正当な理由なく、第27条の履行の追完がなされないとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第２２条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の目的の達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(7) 第23条の２又は第24条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

(9) 乙（乙が共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この号において同じ。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が、構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含

む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

ウ　ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６、第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２３条　前２条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第２３条の２　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第２４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第１３条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2)　第１４条の規定による業務の中止期間が委託期間の 10 分の 5(委託期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２４条の２　第 23 条の２又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第２５条　甲は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

２　前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

３　第 1 項の場合において、第７条の規定による部分払をしているときは、その部分払分を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。

４　乙は、この契約が解除された場合において、作業用地等に乙が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

５　前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができないものとし、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

６　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従つて協議して決めるものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第２５条の２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この業務目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第 22 条又は第 22 条の２の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２ 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 22 条又は第 22 条の２の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によつて乙の債務について履行不能となつたとき。

３ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

４ 第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５ 第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗

じて計算した額とする。

（談合等不正行為があつた場合の違約金等）

第２５条の３　乙は、乙がこの契約に関して第 22 条の２第９号のいずれかに該当したときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、また、業務の完了の前後を問わず、請負代金額の 100 分の 15 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号ア又はイのいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の 100 分の 15 に相当する額の違約金に代えて、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

(1) 第 22 条の２第９号アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(2) 第 22 条の２第９号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。

(3) 第 22 条の２第９号エに該当する場合であつて、同号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

(4) 乙がこの契約に係る業務の受注に関し、独占禁止法等に抵触する違反行為は行つていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　前２項の場合において、乙が共同企業体であつて既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前２項の額を甲に支払わなければならない。

４　乙は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

５　第１項又は第２項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分について甲が乙に賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙の損害賠償請求等）

第２５条の４　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 23 条の２又は第 24 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（賠償金等の徴収）

第２６条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで財務大臣が定める率を乗じて計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき財務大臣が定める率を乗じて計

算した額の延滞金を徴収する。

（帳簿等の保存）
第２７条　乙は、業務に係る経費について、その使途を明らかにした帳簿及び書類等を備え、これを業務完了後５年間保存しておかなければならない。

（秘密の保持）
第２８条　乙は、業務の実施に関して、知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）
第２９条　乙は、業務を処理するため、個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成１７年茨城県条例第１号）の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（協議）
第３０条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　８年　　月　　日

甲　水戸市笠原町９７８番６

茨 城 県 知 事　　大　井　川　　和　彦

乙

別記

個人情報保護に関する特約事項

1　受託者の責務

委託事業を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めること。

2　個人情報の収集の制限

委託事業を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3　個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4　不要情報の廃棄

委託事業の実施の過程で得た個人情報は、その者に係る事業が完結した翌年度から５年を経過したときは、速やかに廃棄すること。

5　個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を実施するために収集、作成した個人情報は、委託事業を実施するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し又は第三者に提供しないこと。

6　個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7　個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。